

福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業に係るQ&A

支援事業について		
1	どのような制度ですか。	令和5年4月1日以降に開始した1回の治療で保険診療による特定不妊治療と併せて実施した「先進医療」にかかった費用について、助成を行う制度です。 なお、すべての治療を全額自己負担で実施した場合は、助成対象外となります。
2	1回の治療とは何ですか。	1回の治療とは、「治療計画」を立ててから、採卵・胚移植を実施し、「妊娠判定」等に至るまでの一連の治療を言います。
3	助成金額はいくらになりますか。	「先進医療」にかかった自己負担分の10分の7をかけた金額(千円未満切り捨て)か、5万円のどちらか低い方の金額になります。 例えば、自己負担分が65,000円の場合、10分の7をかけた金額は45,500円になり、助成金額は45,000円(千円未満切り捨て)となります。 同じく自己負担分が100,000円の場合、10分の7をかけた金額は70,000円になり、助成金額は50,000円(上限額)となります。
4	年齢要件はありますか。	あります。 保険診療と同じです。 (保険診療は、治療開始日の妻の年齢が43歳未満の夫婦が受けることができます。)
5	助成回数の制限はありますか。	保険診療による1回の特定不妊治療と併用して先進医療を実施している場合は、申請できます。 なお、特定不妊治療の保険適用回数には制限があり、初めての治療開始時点の女性の年齢が40歳未満の場合は、1子毎に6回まで、40歳以上43歳未満の場合は、1子毎に3回までとなっております。 保険適用に関する詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。 「不妊治療に関する取組」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html
6	所得制限はありますか。	ありません。
7	住所地がどこでも申請できますか。	申請しようとしている「1回の治療」の開始日(治療計画を立てた日)から申請日までの間継続して、夫婦の双方又はいずれかが、福岡県に住所がある方が申請できます。
8	対象となる「先進医療」とはどのようなものですか。	厚生労働省が告示した先進医療が対象となります。 なお、現時点で対象となる治療及び技術は下記のとおりです。 ○PICSI ○SEET法 ○タイムラプス ○ERA ○EMMA/ALICE ○IMS1 ○子宮内膜スクラッチ ○二段階胚移植法 ○タクロリムス投与療法 ○子宮内フローラ検査 ○ERPeak ○膜構造を用いた生理学的精子選択術 ○着床前胚異数性検査 対象となる先進医療については、今後新たに追加される場合もあります。 また、それぞれの治療及び技術について、実施できる医療機関も決まっています。 詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。 「不妊治療における先進医療の状況」 https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/funin/senshin 「先進医療を実施している医療機関の一覧」 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan02.html
9	過去に特定不妊治療の助成金を受けたことがあります、回数に含めますか。	過去の助成制度は含めません。
10	いつから受付開始ですか。 申請に必要な様式はどこにありますか。	令和5年6月1日(木)より受付を開始しました。 なお、申請に必要な様式は、福岡県ホームページ「7. 必要書類」に掲載しています。

対象となる要件		
1	助成の対象となる要件は何ですか。	下記の要件を全て満たす必要があります。 ①令和5年4月1日以降に、保険診療による特定不妊治療を開始していること。 ②特定不妊治療開始日に夫婦であること。(事実婚含む。なお、子供の福祉に配慮し、出生した子について認知を行う意向があること。) ③特定不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。 ④治療開始日から申請日までの間継続して、夫婦の双方又はいずれかが、県内市町村(政令市・中核市含む)に住所を有すること。 ⑤保険診療として特定不妊治療を受診していること。
2	夫婦が別居していて別の都道府県に居住しています。申請できますか。	申請者が福岡県内に住所を有していれば申請できます。 なお、事実婚の場合は、申立書の提出が必要となります。
3	夫婦が別居していて配偶者が外国に居住しています。福岡県で申請できますか。	法律婚の場合は、申請者が福岡県内に住所を有していれば申請できます。
4	治療日現在は事実婚でしたが、現在は法律婚の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。	「1回の治療」開始時から事実婚の要件を満たしていれば対象となります。

申請書の書き方		
1	申請書(第1号様式)の申請者は、夫婦どちらの名前を記載すればよいですか	どちらでも構いませんが、 県内市町村に住所を有する方 を申請者としてください。 また、 申請者と振込口座の名義人は同一である必要があります。
2	外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。	使用できます。 ただし、以下のことが条件です。 ①住民票に通称名が記載されていること。 ②振込口座が通称名であること。
3	申請書(様式第1号)の年齢はどの時点の年齢を記載するのですか。	治療開始日時点の年齢を記載してください。
4	「同一の治療期間において他の地方公共団体で先進医療の助成を受けていない」という質問ですが、福岡県内の市町村は他の地方公共団体に含まれますか。	福岡県内の市町村は他の地方公共団体に含まれません。
5	申請書(様式第1号)の申請額は、どのように記載すればいいですか。	「先進医療」にかかった費用の10分の7をかけた金額か5万円(上限金額)のどちらか低いほうの金額を記入してください。 なお、10分の7をかけた金額に千円未満が生じた場合は、切り捨てしてください。 ※記入例をご参照ください。
6	申請書の日付欄はどの時点の日付を記載するのですか。	申請書を記載した日で結構です。 ただし、福岡県での申請日は郵便局の消印日となります。
7	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名には何を記載するのですか。	振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記載してください。不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょのホームページでも調べることができます。
8	旧姓の口座は利用できますか。	可能です。 ただし、住民票が戸籍全部事項証明書等で旧姓を確認できる場合のみとなります。 また、申請書の空欄に「旧姓口座希望」とご記入ください。 ※申請後、助成金が振り込まれるまでに口座名義を変更される場合、必ず福岡県に連絡をしてください。

申請書類		
1	申請に必要な書類は何ですか。	福岡県ホームページ「7. 必要書類」をご参照ください。
2	住民票及び戸籍謄本は何か月前のものでもよいですか。	申請日から3か月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。 なお、前回以前の申請時から3か月以内の場合は省略できます。ただし、前回申請から変更がある者及び事実婚の者は省略できません。
3	住民票を提出すれば戸籍謄本は不要ですか。	法律婚の夫婦であって、婚姻の事実を住民票で確認できる場合は省略できます。
4	配偶者が海外にいるため、住民票の写しが提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	海外にいることを証明するため、戸籍の附票の写しを提出してください。
5	配偶者が外国籍で、国外に居住しているため日本の住民票がありません。何を提出すればよいですか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。 例としては、外国での住民票に代わるものや、在勤・在学証明書等になります。なお、証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください。（訳者は申請者で構いません。） また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。
6	戸籍謄本を省略できる要件はどのような場合ですか。	住民票において、申請者と配偶者が同一世帯で、続柄欄に「世帯主」と「夫」又は「妻」と記載されていれば、婚姻関係にあることが確認できますので、戸籍謄本は不要です。ただし、続柄の記載があっても、「子」や「子の妻」である等、婚姻関係にあることが明確に証明できない場合は、戸籍謄本が必要となります。 なお、事実婚の場合は、省略できません。
7	住民票を省略できる場合とはどのような場合ですか。	住民票については、前回以前の申請で提出した住民票が発行から3か月以内のものであって、前回申請から変更がない及び法律婚の夫婦であれば省略できます。

申請期限・助成年度		
1	申請期限はいつになりますか。	原則 治療が終了した日又は中止した日の属する年度内が申請期限 です。 ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、翌年度4月30日まで申請を行うことができます。 なお、 上記期限までに申請書類の提出が難しい場合は、様式第1号「福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業申請書」のみを、申請期限に間に合うように郵送をお願いします。
2	やむを得ない事情とは、どのようなものですか。	やむを得ない事情とは、以下を指します。 ①3月中旬以降に治療を終了または中止し、年度内に申請することが困難なため ②医療機関による受診等証明書の発行が遅れたため ③治療終了後、長期の入院など申請者の体調不良により申請することが困難なため ④その他のやむを得ない事情（①～③以外の理由については、個別にご相談ください。）
3	翌年度に申請する場合に必要な書類はありますか。	「申請期限に関する申立書（任意様式）」が必要です。 福岡県ホームページ「7. 必要書類」に掲載している様式を参考に作成してください。
4	申請日はいつになりますか。	郵便局の消印日を申請日として取り扱います。 申請書に記載された日付が3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。

5	助成金は年何回受けられますか。	1年度当たりの上限回数はありません。 保険診療による特定不妊治療と併用して先進医療を実施した場合は、申請できます。
6	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	受付をする窓口がありませんので、申請は郵送をお願いします。
7	申請書の記載等に間違いがあった場合や証明書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	申請書類に不備があった場合は、住民票の住所宛てに担当から封書で書類不備のご連絡をします。提出期限(概ね2週間)を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかにご提出ください。 なお、期限までの提出が難しい場合は、担当までご連絡ください。

助成金の振込等		
1	申請してから助成金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか。	基本的には、申請受理日から概ね1～2か月で指定の口座へ振り込みます。 なお、受付等の状況により振込日が前後する場合がございます。 詳しくは、助成の承認後に送付する決定通知書に振込日を記載しておりますので、そちらをご確認ください。
2	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか。	医療費控除については、所管の税務署にお問い合わせください。

その他		
1	申請書類はどこで入手できますか。	福岡県ホームページ「7. 必要書類」に掲載しています。 また、県内の各保健福祉(環境)事務所及の窓口での受け取りも可能です。受け取りに行く際は、事前に確認をお願いします。
2	複数回(2回以上)分の申請をまとめて一つの封筒に入れて送付することはできますか。	複数回(2回以上)分をまとめて申請することもできます。 申請書、受診等証明書(第2号様式)はそれぞれの治療分が必要ですが、住民票、戸籍謄本は、それぞれの治療期間の間に変更がない場合は、各1部ずつで構いません。 なお、申請期限は「申請期限・助成年度 問1」のとおりとなりますので、ご注意ください。